

電気需給約款

[低 圧]

制定日：2018年1月1日

最新改定日：2021年1月15日

大和ライフエナジア株式会社

電気需給約款[低 圧]

目 次

I 総 則	1
1 対象となるお客さま.....	1
2 需給約款の変更.....	1
3 定義.....	2
4 単位および端数処理.....	3
5 その他.....	4
II 契約の締結	5
6 需給契約の申込み.....	5
7 需給契約の成立および契約期間.....	5
8 需要場所.....	6
9 需給契約の単位.....	7
10 供給の開始.....	7
11 供給の単位.....	7
12 承諾の限界および遵守事項.....	8
III 料金の算定および支払い	9
13 料金.....	9
14 料金の適用開始時期.....	9
15 電気の検針.....	9
16 料金の算定期間.....	9
17 使用電力量の算定.....	9

18	料金の算定	10
19	日割計算	10
20	料金の支払義務および支払期日	10
21	料金その他の支払方法	11
22	延滞利息	12
IV	使用および供給	14
23	適正契約の保持	14
24	力率の保持	14
25	需要場所への立入りによる業務の実施	14
26	電気の使用にともなうお客さまの協力	14
27	違約金	15
28	供給の中止または使用の制限もしくは中止	15
29	損害賠償の免責	16
30	設備の賠償	16
V	契約の変更および終了	17
31	需給契約の変更	17
32	名義の変更	17
33	需給契約の廃止	17
34	解約等	18
35	需給契約消滅後の債権債務関係	19
VI	供給方法、工事および工事費の負担	20
36	供給方法および工事	20
37	工事負担金等相当額の申受け等	20

38	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	20
VII	その他	21
39	調査に対するお客さまの協力	21
40	保安に対するお客さまの協力	21
41	消費税法改正の場合の取扱い	22
42	準拠法	22
43	管轄裁判所	22
44	信用情報の共有	22
45	反社会勢力の排除	22
附	則	24
別	表	26

I 総 則

1 対象となるお客さま

(1) この電気需給約款〔低圧〕（以下「この需給約款」といいます。）は、当社が低圧需要に応じて、一般送配電事業者の託送サービスを介して電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、電気料金については当社が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

(2) この需給約款および料金表は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 需給約款の変更

(1) 当社は、この需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、当社は、当社のウェブサイトにて電気需給約款〔低圧〕を変更する旨および変更後の電気需給約款〔低圧〕の内容ならびにその効力発生時期を告知するものとし、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款〔低圧〕および料金表によります。

(2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款および料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款および料金表を変更することがあります。

この場合、当社は、当社のウェブサイトにて電気需給約款〔低圧〕を変更する旨および変更後の電気需給約款〔低圧〕の内容ならびにその効力発生時期を告知するものとし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款〔低圧〕および料金表によります。

- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 定義

次の言葉は、この需給約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の利用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 消費税相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金率および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、お客さまと当社との協議が整った場合は、契約電力を0.5キロワットとすることがあります。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) この需給約款に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) この需給約款および料金表に記載のない事項については、この需給約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および料金表における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、必要事項を明らかにして、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、当該一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入力できない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に附属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものとしたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものとしたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界および遵守事項

- (1) 当社は、法令、電気の需給状況、お客さま(需給契約上の地位を継承する新たなお客さまを含みます。)の電気の使用状況、供給設備の状況、料金の支払状況(当社の他のサービスの料金、および、既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) お客さまは、この需給約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。
 - ロ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
 - ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと。
 - ニ 当社のサービスの運営を妨げる行為。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料金

料金は、各供給エリアごとに料金表に規定する料金といたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

15 電気の検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、各月の起算日(当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。)を基準として、当月の起算日から翌月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、過去直近の起算日から消滅日までの期間といたします。

17 使用電力量の算定

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者によって計量された使用電力量により、16(料金の算定期間)に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した計量の結果を原則として電磁的方法(インターネットを利用する方法をいいます。)によりお知らせし、電磁的方法によるお知らせができない場合は、紙面によりお知らせいたします。ただし、電磁的方法によるお知らせができる場合でお客さまが特に紙面でのお知らせを希望され、かつ当社が認めた場合は、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2(使用電力量の協定)を基準として、お客さまとの協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日割計算

当社は、18(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、日割計算をいたします。このときの日割計算の方法は、料金表に従います。

20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から記録の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日(以下「請求日」といいます。)に発生いたします。

この場合の請求日は、計量日といたします。ただし、計量日に記録されない等の事情により、当該一般送配電事業者から計量の結果等を計量日の翌日以降に受領した場合または当社の事情による場合は、当社が記録の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が記録の結果等を受領した日といたします。

- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、21(料金その他の支払い方法)(1)イまたはロの支払方法による場合で、毎月の支払日を別途定める場合は、別途定めた日を支払期日といたします。

- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した収納代行業者及び金融機関等を通じて対象のお客さまごとにイまたはロにより当社が指定した支払方法により支払っていただきます。

ただし、料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合、収納代行業者を通じて料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合で当社が認めた場合には、ハにより支払っていただきます。

イ 当社が指定した様式により、当社が指定する収納代行業者を通じて、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払っていただきます。

ロ 当社が指定した様式によりお客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、当社が指定する収納代行業者を通じてそのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により支払っていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した収納代行業者及び金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によって支払っていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合を除き、当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- (4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。
- (5) 計量日に記録が行なわれない等の事情により、当該一般送配電事業者から記録の結果等を計量日の翌日以降に受領した場合には同月内に複数月分の請求・引き落としが発生する場合があります。この場合、原則として複数月分ごとに支払っていただきます。
- (6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (7) 当社は、領収書及び支払証明書は発行しないものとしたします。

22 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けま
- す。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{10}{110}$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 力率の保持

需要場所の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

26 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく

ものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

27 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

28 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 電気の需給上やむをえない場合

- ロ 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 当該一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

29 損害賠償の免責

- (1) 28(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

31 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(契約の締結)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとしたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合(契約種別の変更を希望される場合を除きます。)の契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)イにかかわらず、従前の契約期間としたします。

32 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法により申し出ていただきます。

33 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、34(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

34 解約等

(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合

(イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合

(ロ) 需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(ハ) 当該一般送配電事業者に無断で当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(ニ) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

(ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合

(ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合

(ト) 25(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

(チ) 26(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

- ニ この需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款及び料金表から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
 - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ お客さまがその他この需給約款および料金表に反した場合
- (2) お客さまが、33(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

35 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

36 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

37 工事負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

38 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

Ⅶ その他

39 調査に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

40 保安に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変

更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。

41 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとしします。

42 準拠法

この需給約款および料金表に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

43 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方(簡易)裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所といたします。

44 信用情報の共有

当社は、お客さまが34(解約等)(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

45 反社会勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保障するものとしします。

- イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- (2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを表明し、保障します。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附 則

附則

1 実施期日

この約款は2018年1月1日から実施いたします。なおこの約款の一部を改訂し、2021年1月15日から実施いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めま

す。
なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とし

て算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次になります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金に実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月